

令和5年4月の法人税務についてのお知らせ

	国 税 の 種 類	納付・提出期限		提出先
1	源泉所得税 (令和5年3月分)	納付期限	令和5年4月10日(月)	税務署
2	法人税・消費税等 (令和5年2月28日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年5月1日(月)	税務署
3	法人住民税・法人事業税 (令和5年2月28日決算法人)	確定申告書の提出期限	令和5年5月1日(月)	市長村長・ 都道府県知事
4	法人税・消費税等 (令和5年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	(直前課税期間の年税額が 48万円超400万円以下) 令和5年5月1日(月)	税務署
<p>※注 1年決算法人で算出された中間納付税額が以下のときは、申告不要です。 法人税の中間申告納付額 10万円以下・消費税の中間申告納付額 24万円以下</p>				
5	法人住民税・法人事業税 (令和5年8月31日決算法人)	中間申告書の提出期限	令和5年5月1日(月)	都道府県知事 ・市町村長

税 理 士 さ ん の 豆 知 識

新たな経済活動・・・シェアリングエコノミー

近年の経済活動において、事業者でない個人が商品やサービス等を「提供側」としてオンラインを利用する取引が急速に拡大しており、このことが潜在的な需要を喚起し、新しいビジネスとして経済活動に変化をもたらしている。

シェアリングエコノミーとは「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」と説明されている。（内閣官房シェアリングエコノミー促進室）

シェアリングエコノミー協会では、シェアの対象となるサービスを次の5分類としている。

「サービス分類」

- 1 スペース（空間）のシェア：民泊、駐車場、農地のシェア
- 2 モノのシェア：物品の売買、レンタル
- 3 移動のシェア：カーシェアリング、ライドシェア（利用者を目的地まで運ぶことを対価とする。）
- 4 スキルのシェア：受注者が役務提供の対価を得て行う。
- 5 お金のシェア：寄付型クラウドファンディング、購入型クラウドファンディング、投資型クラウドファンディング

以上のシェアリングエコノミーの経済活動は消費税、所得税等の税務にも影響を与えている。